○経済産業省告示第二百三十七号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第十三条の規定に基づき、同法第八条第一項に規定する指定発給機関である日本商工会議所から、その住所及び同項に規定する発給事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第二十四条第二項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十二月八日　経済産業大臣　宮沢　洋一

一　変更の対象となる経済連携協定　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号）第一条各号に掲げる経済連携協定

二　指定発給機関の名称　日本商工会議所

三　指定発給機関の住所

変更前　東京都千代田区丸の内三丁目二番一号

変更後　東京都千代田区丸の内二丁目五番一号

四　発給事務を行う事務所の所在地

変更前　北海道札幌市中央区北一条西二丁目二番地の一、宮城県仙台市青葉区本町二丁目十六番十二号、富山県黒部市植木二十三番の一、千葉県千葉市中央区中央二丁目五番一号、東京都千代田区丸の内三丁目二番二号、神奈川県横浜市中区山下町二番地産業貿易センタービル八階、静岡県浜松市中区東伊場二丁目七番一号、静岡県静岡市清水区相生町六番十七号、静岡県富士市瓜島町八十二番地、愛知県名古屋市中区栄二丁目十番十九号、愛知県蒲郡市港町十八番二十三号、愛知県豊川市豊川町辺通四番地四、三重県四日市市諏訪町二番五号、福井県福井市西木田二丁目八番一号、京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二百四十番地、大阪府大阪市中央区本町橋二番八号、兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目一番地、広島県広島市中区基町五番四十四号、広島県福山市西町二丁目十番一号、香川県高松市番町二丁目二番二号、福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目九番地二十八号及び福岡県北九州市小倉北区紺屋町十三番一号

変更後　札幌事務所　北海道札幌市中央区北一条西二丁目二番地の一

仙台事務所　宮城県仙台市青葉区本町二丁目十六番十二号

黒部事務所　富山県黒部市植木二十三番地の一

千葉事務所　千葉県千葉市中央区中央二丁目五番一号

東京事務所　東京都千代田区丸の内二丁目五番一号

横浜事務所　神奈川県横浜市中区山下町二番地産業貿易センタービル八階

浜松事務所　静岡県浜松市中区東伊場二丁目七番一号

清水事務所　静岡県静岡市清水区相生町六番十七号

富士事務所　静岡県富士市瓜島町八十二番地

名古屋事務所　愛知県名古屋市中区栄二丁目十番十九号

蒲郡事務所　愛知県蒲郡市港町十八番二十三号

豊川事務所　愛知県豊川市豊川町辺通四番地四

四日市事務所　三重県四日市市諏訪町二番五号

福井事務所　福井県福井市西木田二丁目八番一号

京都事務所　京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二百四十番地

大阪事務所　大阪府大阪市中央区本町橋二番八号

神戸事務所　兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目一番地

広島事務所　広島県広島市中区基町五番四十四号

福山事務所　広島県福山市西町二丁目十番一号

高松事務所　香川県高松市番町二丁目二番二号

福岡事務所　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目九番地二十八号

北九州事務所　福岡県北九州市小倉北区紺屋町十三番一号

五　変更年月日　平成二十七年一月五日

○国土交通省告示第千百二十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月八日　国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1245	特別な積層材（ティンバーストランドＬＳＬ）及び特別な積層材（パラムＰＳＬ）に応じて評価する方法	3－1　劣化対策等級（構造躯体等）	積水化学工業株式会社	大阪府大阪市北区西天満２丁目４番４号	平成26年11月27日
1246	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）木場三丁目計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	野村不動産株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番２号	平成26年11月27日

○関東地方整備局告示第三百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　一〇・三九～三一・六六メートル　〇〇・七五六キロメートル

後後　二二・〇〇～三六・四〇　〇・七五六

那須塩原市大原間字前表二五六番一から同市東小屋字後山四四六番一まで

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　那須塩原市大原間字久保内二七三番四地先から同市東小屋字後山四五一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月八日

○九州地方整備局告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月八日　九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　田川都市計画道路事業三・四・六号中央団地川宮線及び三・四・九号後藤寺東町線

三　事業施行期間　自平成二十六年十二月八日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福岡県田川市大字奈良及び丸山町地内

使用の部分　なし